

第 4 号

2024
4月30日



SafetyMail

● 滋賀県警察本部交通企画課 ●

県内の交通事故発生状況

《令和6年3月末現在の人身事故》

	件数	死者	傷者
本年	589	4	728
前年	655	12	780
増減	-66	-8	-52

〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう



	件数	死者	傷者
本年	202	3	115
前年	196	5	98
増減	+6	-2	+17

交通事故は前年に比べて発生件数、死者数、傷者数ともに減少しました。しかし、高齢者の事故を見てみると、死者数は減少していますが、発生件数、傷者数は増加しています。

自転車 の交通事故防止

5月 は『自転車安全利用月間』です！

◇◆自転車安全利用五則を守りましょう◆◇

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



この標識がある歩道は
自転車で通行できます。

※ 自転車で歩道を通行できる場合は、道路標識や道路標示によって通行できることとされているとき及び幼児、児童(13歳未満)、70歳以上の者、または身体障害者が運転する場合などになります。

- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 3 夜間はライトを点灯

- 4 飲酒運転は禁止

- 5 ヘルメットを着用



自転車事故で死亡した人の多くが、頭部に致命傷を負っています。頭部の保護は、事故の被害を軽減する上でとても重要です。

自転車に乗るときは、全ての人がヘルメットをかぶり、あごひもをしっかり締めましょう。



⚠ WARNING

こんな違反行為していませんか！？

二人乗り 飲酒運転



イヤホン使用

(音または声が聞こえない状態)



並んでの走行



スマホ使用



傘差し運転

＼ 自転車は車の仲間です /

車と同じように交通ルールを守り、安全に乗りましょう。
音楽を聴きながら、傘を差しながらの運転、2台以上並んでの走行、飲酒運転などは、交通違反であり大変危険です。
信号無視や一時不停止も事故に直結する違反ですから、絶対にやめましょう。



～ 農作業に伴う交通事故防止～

「ヘルメット」
かぶってね!



毎年農繁期になると、運転操作ミスや道路環境が悪いことにより用水路等への転落・横転などによる**単独事故**や夜間等公道を走行中に**追突される事故**など、農耕車の交通事故が発生しています。

◆ 交通事故防止対策のポイント ◆

- ① 確実な運転操作とブレーキ連結の確認
- ② 安全キャブ・フレームの装着とシートベルト・ヘルメットの着用
- ③ ランプ類や低速車マーク等の取り付け

事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。
TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp